

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	戦略三文書に基づく2年度目の防衛力整備等の取組 －第213回国会（常会）における防衛論議の焦点－
著者 / 所属	天池 恭子・藤川 隆明・奥利 匡史・佐久間 惇 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468号
刊行日	2024-7-25
頁	77-92
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線75020）／03-5521-7686（直通））。

戦略三文書に基づく2年度目の防衛力整備等の取組

— 第213回国会（常会）における防衛論議の焦点 —

天池 恭子

藤川 隆明

奥利 匡史

佐久間 惇

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 2024年度防衛関係費をめぐる議論
3. 自衛隊の体制強化等をめぐる議論
4. 防衛装備品の調達に係る特例措置をめぐる議論
5. 安全保障と風力発電をめぐる議論
6. 諸外国との安全保障協力をめぐる議論

1. はじめに

2024年1月30日、第213回国会冒頭の施政方針演説で岸田文雄内閣総理大臣は、「我が国が戦後最も厳しい安全保障環境のただ中にある」とした¹。その上で、「防衛力の抜本的強化を着実に具体化し、自衛隊員の生活・勤務環境、処遇の向上にも取り組むこと、「(日米)同盟の抑止力・対処力を一層強化」すること、基地負担の軽減に引き続き取り組むこと及び防衛力の抜本的強化に必要な財源確保に取り組むこと」という4つの方針を示した。

同年3月、木原稔防衛大臣も国の防衛の基本方針に関連して、「国際社会は戦後最大の試練のときを迎え、既存の秩序は深刻な挑戦を受け、新たな危機の時代に突入していると認識しており、我が国を取り巻く安全保障環境も戦後最も厳しく複雑なものとなってい」との見解を示し、その中で、国民の命と平和な暮らし、そして我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くため、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画に基づき、

¹ 第213回国会参議院本会議録第2号5頁(2024.1.30)

諸施策を推進していくと述べた²。

2022年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画のいわゆる戦略三文書は策定から2年度目を迎え、これらの文書に盛り込まれた防衛政策が徐々に具体化されている。第213回国会にも、三文書の具体的な実現に係る予算や法律案が提出された。例えば、防衛関係費や防衛調達に係る長期契約法改正案³や、自衛隊統合作戦司令部の新編等の内容を盛り込んだ防衛省設置法等改正案⁴が審議された。また、国家防衛戦略が「海空域や電波を円滑に利用し、防衛関連施設の機能を十全に発揮できるよう、風力発電施設の設置等の社会経済活動との調和を図る効果的な仕組みを確立する。」としているところ、防衛・風力発電調整法案⁵の審議も行われた。このほか、国家安全保障戦略の同盟国・同志国を中心とした各国との安全保障協力を強化する旨の記述に関連し、日独ACSA⁶やG I G O設立条約⁷の承認案件も審議された。これらの法案・条約や予算に係る国会審議では、個々の施策等の意義や是非などをめぐって幅広い議論が行われた。これらのうち、G I G O設立条約や同条約に関する次期戦闘機の第三国移転等の議論は別稿⁸にて紹介することとし、本稿では、その他の予算や法律案の審議を中心とした、第213回国会における主要な防衛論議を紹介する。なお、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

2. 2024年度防衛関係費をめぐる議論

防衛力整備計画で示された2023年度から2027年度までの5年間における同計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額（43兆円程度）や同計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約費（43.5兆円程度）のうち、第213回国会では、主に2年度目にあたる2024年度防衛関係費について審議がなされた。

最近の円安を伴う為替レートの変動を踏まえた5年間の防衛費（43兆円程度）の見直しの有無について政府は、円安や国内外の全般的な物価上昇等の厳しい状況の中で「防衛力整備の一層の効率化、合理化を徹底するとともに、経費の精査やまとめ買い、長期契約のスケールメリットを生かした価格低減策等の取組を行いつつ、閣議決定された防衛力整備計画等に基づいて、防衛力の抜本的強化を達成すべく努めてまいりたい」として、現時点では見直す考えを示さなかった⁹。なお、現計画終了後の2028年度以降の防衛力整備計画の内容について問われた木原防衛大臣は、2023年度から2027年度の5年間における集中的な

² 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号2～4頁（2024.3.7）

³ 正式名称は「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案」。

⁴ 正式名称は「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」。

⁵ 正式名称は「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案」。

⁶ 正式名称は「日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定」。

⁷ 正式名称は「グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約」。

⁸ 本号掲載の藤川隆明「次期戦闘機に係る国会論議—G C A P、G I G O、次期戦闘機移転を含めた国会論議概観—」を参照されたい。

⁹ 第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号10頁（2024.3.15）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

整備を適正に勘案した内容とし、「令和9年度（2027年度）の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進める」と説明した¹⁰。

また、2024年度防衛関係費の構造について、2018年度まではほぼ2兆円を超えなかった新規後年度負担額¹¹が2023年度に7兆円を超え、2024年度は7兆7千億円に迫るほど急増している要因について質疑があった。これに対して木原防衛大臣は、最近の防衛装備品の高度化により完成までに複数年度を要することに加え、自衛隊施設等の老朽化対策に早期に着手するため、防衛力整備計画の1、2年目である2023年度、2024年度に多くの契約を行うこととしていることが要因であると説明した¹²。

このほか、自衛隊員の処遇改善に係る予算について木原防衛大臣は、全ての隊員が高い士気と誇りを持って働ける環境を整備するため、防衛省・自衛隊の先頭に立って人的基盤の強化を進めるとして、2024年度予算において、艦艇やレーダーサイト、水陸機動団やレンジャー部隊といった厳しい任務に従事する隊員の手当の引上げなどの給与面での処遇の向上や、生活、勤務環境の改善に必要な経費等を盛り込んだと説明した¹³。また、普天間飛行場代替施設整備費及び馬毛島の基地建設費が防衛力整備計画対象経費に含まれるかどうかについて政府は、普天間飛行場の移設に関する事業を含む米軍再編経費は、過去の中期防衛力整備計画と同様に「今回の防衛力整備計画の実施に必要な防衛関係費の総額である43兆円程度には含まれていない」とし、馬毛島の基地建設についても同様に「米軍再編経費ということになっており、43兆円の外枠」として、いずれも防衛力整備計画対象経費には含まれない旨説明した¹⁴。

3. 自衛隊の体制強化等をめぐる議論

第213回国会では、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大等の措置を講ずる防衛省設置法等改正案¹⁵が、衆参両院における審議を経て、2024年5月10日の参議院本会議において多数をもって可決された。その内容及び質疑は、以下のとおりである。

（1）統合作戦司令部の新設

本改正法では、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る統合作戦司令部を新設し、情勢の推移に応じた自衛隊による対応、領域横断作戦を実施し得る統合運用態勢の確立、インド太平洋軍司令部（米軍）との調整機能強化を図ることとしている。

¹⁰ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第3号15頁（2024.3.15）

¹¹ 新たに防衛装備品の調達を複数年契約に基づいて支出する場合、その支出のうち次年度以降に予算計上する額。

¹² 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第3号2頁（2024.3.15）

¹³ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第5号4頁（2024.3.22）

¹⁴ 第213回国会参議院予算委員会議録第3号9頁（2024.3.4）木原稔防衛大臣答弁

¹⁵ その内容等については、天池恭子「自衛隊の任務の円滑な遂行に向けて－防衛省設置法等の一部を改正する法律案－」『立法と調査』No.465（2024.4.12）33～42頁を参照されたい。

ア 統合作戦司令部新設の意義

統合作戦司令部新設の意義・目的について、木原防衛大臣は、自衛隊の運用に関し、平素から部隊を一元的に指揮できるようになり、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛体制をより一層迅速に構築することが可能となるほか、統合による作戦や同盟国、同志国の司令部との情報共有や運用面での協力を一元化できるため、統合運用の実効性が向上するとの見解を示した¹⁶。

統合作戦司令官と統合幕僚長の役割について、政府は、統合幕僚長については、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から大臣を補佐する幕僚であることに変更がなく、統合作戦司令官は、防衛大臣からの命令に基づいて自衛隊の運用に関して平素から部隊を一元的に指揮して統合作戦を遂行する指揮官であり、統合作戦司令官を置くことによって、統合幕僚長は自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣を補佐することにより専念できるようになる、従来統合幕僚長が実態上担っていた自衛隊の運用に関する部隊との調整は統合作戦司令官が一元的に担うことになり、統合幕僚長の負担が軽減される旨答弁した¹⁷。

なお、統合作戦司令部の新設は、個別的自衛権の発動あるいは敵基地攻撃能力（反撃能力）を念頭に置いているのかという点について、政府は、本司令部・本司令官については、あらゆる事態に際してシームレスに、状況の推移に応じて対応できるようにするというものであり、特定の事態等に限って新設するというものではない旨説明した¹⁸。

イ 統合作戦司令部新設に伴う課題

統合作戦司令部の体制整備について、木原防衛大臣は、各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まで、あらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現するために必要な機能を確保するため、約240人体制で発足することとしており、事態が生じた場合には、必要に応じ他の部隊等から増強して対応するほか、部隊の体制整備については引き続き検討していく旨答弁した¹⁹。なお、木原防衛大臣は、部隊を新編するに当たっては所要の要員の増強が必要になり、大胆な資源の最適配分に取り組むことが不可欠であろうとの考えを示した上で、統合作戦司令部の新設を含む防衛力の抜本的強化に向けた体制整備に対応するため、既存の部隊の見直し、民間委託等の部外力の活用、旧式装備品の用途廃止、早めの除籍、戦車、火砲の数量の調整、無人化、省人化装備の導入の加速等による所要人員の削減等の取組を推進する旨説明した²⁰。

統合作戦司令部の新設に伴う政治レベルと部隊との意思疎通について、木原防衛大臣は、反撃能力を活用した作戦や領域横断作戦の的確な実施に当たっては、政治レベルと現場で意思疎通をしっかりと図ることが何よりも重要であり、統合作戦司令部新設は揺るぎない文民統制が大前提であるとした上で、平素から統合作戦司令官が防衛大臣、統合幕僚長と共に市ヶ谷で職務に当たり、防衛大臣、統合幕僚長等と統合作戦司令官との

¹⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

¹⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

¹⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

¹⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

²⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

間で緊密な意思疎通を図っていく旨答弁した²¹。

いわゆる武断政治に陥らないように内部部局による政策的見地からの補佐が果たしていく役割について、木原防衛大臣は、自衛隊が国民の意思によって運用されるためには、選挙で選ばれた閣僚たる防衛大臣が的確な判断を行う必要があり、そのために、文官たる内部部局による政策的見地からの大臣への補佐、そして部隊を運用する自衛官たる統合幕僚長を含めた各幕僚長による軍事的専門見地からの大臣補佐も必要であり、バランスよく行われる必要があるとの認識を示した²²。

統合作戦司令部の機能発揮のための指揮統制システムを構築する必要性について、木原防衛大臣は、防衛省においても、各自衛隊の一元的な指揮を可能とする指揮統制能力に関する検討を現在進めているところであるが、情報の集約と共有、指揮統制の効率化と意思決定の迅速化は検討を進める上で重要な考え方であるとの認識を示した上で、防衛力整備計画に基づいて、指揮統制能力に関する検討を不断に行いながら必要な措置を講じていきたいとの見解を示した²³。

ウ 統合作戦司令部新設後の米軍との関係

米軍との関係における統合作戦司令官のカウンターパートについて、政府は、相互運用性と即応性を高めるために指揮統制に係る連携要領強化について議論を行っていくところであるが、米側のカウンターのパートを含む日米の調整要領の詳細については、統合作戦司令部の任務や役割を踏まえ米側と議論を進めていくということであり、今の段階で予断を持って答えることは差し控える旨答弁した²⁴。

米国と組織的な体制の連携を強めていくことにより軍事的・政治的な一体化に至る危険について懸念が示されたところ、木原防衛大臣は、法的に自衛隊、米軍がそれぞれ独立した指揮系統にあるということ、憲法において内閣総理大臣が自衛隊の最高指揮官で指揮監督するという、日米ガイドライン²⁵もあるということは非常に大事であるとした上で、防衛大臣を始めとする政務三役は文民統制をしっかりと意識しながら、統合作戦司令部・統合作戦司令官に対してしっかりと指示を行っていかねばならず、自衛隊と米軍は軍事的・政治的な一体化が起きてはならないことを意識しながら統合作戦司令部の設置を行わなければならないとの認識を示した²⁶。

軍事的・政治的な一体化に至る危険を排除するための外交の役割について、上川陽子外務大臣は、安全保障に関わる総合的な国力の主な要素の一つとして、まず外交力が挙げられていると理解しており、総合的な安全保障の戦略は、それぞれの力が相互に関係し合っこそ、国力としてのベースができるわけであり、あらゆる部分を結集しながら、日本としての総合力を発揮していくということ、その中で外交の役割は極めて重要であ

²¹ 第213回国会参議院本会議録第16号（2024. 5. 8）

²² 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024. 5. 9）

²³ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024. 5. 9）

²⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024. 5. 9）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

²⁵ 日米防衛協力のための指針（2015. 4. 27）には、「自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。」と記載されている。

²⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024. 5. 9）

ると認識して、最前線で取り組んでいる旨述べた²⁷。

日米の武力行使の一体化が進んでおり、米軍の情報に基づく攻撃が必要最小限度を超える事態につながる懸念について、木原防衛大臣は、反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、自衛隊及び米軍はそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することに何ら変更はないことから、自衛隊が事実上米軍の指揮の下で行動するというような指摘には当たらないと答弁した²⁸。

統合作戦司令部の活動範囲は、米国のインド太平洋軍の責任地域の全域にわたるのかと問われ、木原防衛大臣は、自衛隊による全ての活動は主権国家たる我が国の主体的判断の下で行われており、インド太平洋軍の責任地域と自衛隊の行動範囲については直接関連するものではなく、この点は統合作戦司令部の新設後も変わらない旨述べた²⁹。

統合作戦司令部新設により米国や関係国との「同期化」を進めるような複雑な演習を今後増やしていくことになるのかと問われ、政府は、統合作戦司令部ができた際には、更なる日米間の連携が進む、これを更に効率的に行うことができることにつながろうかと思うが、具体的には、現在、日本、米国、それぞれの在り方、あるいはその統制、調整の在り方について議論を行っているところである旨答弁した³⁰。

(2) 自衛隊海上輸送群の新編

本改正法では、共同の部隊として新編される自衛隊海上輸送群の権限・適用除外規定の整備が行われたところ、木原防衛大臣は、統合運用体制の下、自衛隊の部隊や装備品の輸送任務を専門的に担う部隊として新編するものであるとし³¹、陸海空の三自衛隊を支える機能を有する部隊であることを共同の部隊として設ける理由として挙げた³²。その役割について、政府は、各種事態における実効的な抑止、対処には機動展開能力の強化が必要であり、南西地域への迅速な展開を可能とする海上輸送力は、機動展開能力の重要な一つの柱と考えており、機動展開能力の向上のために新編する旨答弁した³³。また、政府は、島嶼部における侵害排除のみならず、強化された機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の任務を実施していくこととしており、機動展開能力は国民保護に資するものであると説明した³⁴。

(3) 海上自衛隊地方隊の改編

本改正法において大湊地方隊を廃止し、大湊地区隊として横須賀地方隊隷下に置くとい

²⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）。なお、国家安全保障戦略（11頁）では、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素として、第一に外交力が挙げられている。

²⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

²⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

³⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

³¹ 第213回国会参議院本会議録第16号（2024.5.8）

³² 第213回国会衆議院本会議録第17号（2024.4.4）

³³ 第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第7号（2024.4.11）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

³⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

う海上自衛隊地方隊の改編を行う理由について、木原防衛大臣は、防衛省としては、我が国周辺海域における外国艦艇の極めて活発な活動を踏まえ、海上自衛隊の警備区を再編し、より高度な警備実施体制を構築していく方針であり、令和6年度は、大湊警備区と横須賀警備区を統合することで、北方から太平洋にかけて沿岸の警戒監視任務をより迅速かつ効率的に実施していく予定であるとした上で、横須賀地方隊の任務や規模について、今回の改編により、横須賀地区については、その役割に変化はなく、定員の増加もないため、地元の負担が増えることはないと考えている旨答弁した³⁵。

（４）自衛官の定数の変更

本改正法では、自衛官定数の総計24万7,154人は変更せず、陸上自衛隊478人減、海上自衛隊38人増、航空自衛隊31人増、共同の部隊461人増、統合幕僚監部51人減、防衛装備庁1人減とし、統合作戦司令部の新設、自衛隊サイバー防衛隊の体制強化、自衛隊海上輸送群の新編、イージス・システム搭載艦導入に伴う体制整備等に必要な人員を確保したとしている。

増加する他国との共同訓練を踏まえ、自衛官の定数を増員する必要があるのではないかと問われ、木原防衛大臣は、防衛力の抜本的強化に当たっては、防衛省自らが大胆に資源の最適配分を行い、省人化、無人化装備の導入の加速等による所要人員の削減などの取組をしっかりと推進していくことが必要であるとした上で、良好な訓練環境を有するオーストラリアにおいて効果的な訓練を実施することや、インド太平洋方面派遣といった機会を活用して効率的に共同訓練を実施することなどを進めて、無人化、省人化された装備品等を有機的に組み合わせながら効果的な共同訓練を効率的に実施していく計画である旨答弁した³⁶。

（５）人的基盤の強化策

本改正法では、任期付自衛官制度の導入、予備自衛官・即応予備自衛官の継続任用期間の柔軟化、予備自衛官補の教育訓練の修了期限の延長及び学資金の貸与可能な対象範囲の拡大が行われている。

国内外で高度な技術を持つサイバー人材の争奪戦が激しく展開されている中で、特定任期付自衛官の待遇で精鋭を相当数確保することについて、木原防衛大臣は、防衛省としては、取り得る手段を全て取るとの考えの下、特定任期付自衛官制度を活用し、より多くの外部のサイバー人材に防衛省・自衛隊で勤務してもらいたいと考えており、その際、処遇面に限らず、他国軍のサイバー部隊との共同訓練の機会など、安全保障の最前線にいる自衛隊のサイバー専門部隊でしか得られない経験があることを説明するなどして、外部のサイバー人材にアプローチしていくと答弁した³⁷。

特定任期付自衛官として重症外傷について専門的知識と豊富な経験を持つ医師を採用し

³⁵ 第213回国会参議院本会議録第16号（2024.5.8）

³⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

³⁷ 第213回国会衆議院本会議録第17号（2024.4.4）

て、医官の知識、技術の向上を図ることについて、木原防衛大臣は、衛生機能の変革として、いわゆる戦傷医療において負傷した隊員の救命率向上のための取組を推進しているところでもあり、この制度を活用して専門的な知識、技能を培った方に教官として活躍いただくことを考えていると述べた³⁸。

また、貸費学生制度の対象として新たに加えられる専修学校について、政府は、専門学校は、大学に次ぐ高等教育機関として高度な専門的技術、技能を習得することができる学校となっており、高度専門士の称号を得られる4年制の専門学校に通う学生や大学への編入学により学士を取得する予定の生徒に対し、学資金の貸与を行うことができることとするものである旨答弁した³⁹。

このほか、自衛隊の人的基盤の強化について、木原防衛大臣は、防衛力の中核は自衛隊員であり、防衛力を発揮するに当たっては、必要な人材を確保することが不可欠と考えており、人的基盤の強化については、募集能力の強化、人材の有効活用、生活、勤務環境の改善、ハラスメント防止対策、給与面の処遇の向上といった各種施策を含めて、あらゆる選択肢を排除せずに隊員の確保に尽力していくとの意向を示した⁴⁰。また、防衛大学校をめぐる様々な問題について指摘を受けた木原防衛大臣は、近年、学校長のリーダーシップもあり、各種改善に取り組んでおり、今後とも、様々な意見を踏まえながら、将来の防衛省・自衛隊の中核となる優秀な幹部自衛官を養成する防衛大学校の教育がより良いものになるために不断の改善に取り組んでいかなければならないとの見解を示した⁴¹。

4. 防衛装備品の調達に係る特例措置をめぐる議論

第213回国会では、長期契約法の改正案が審議された。長期契約法は、防衛力の計画的な整備のため、財政法上5か年度とされている国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を、特定防衛調達⁴²に係る国庫債務負担行為については、10か年度とする特例を定めるものである。長期契約法は、2015年に時限法として制定されており、2019年には有効期限を2024年3月31日まで延長した。第213回国会に提出された長期契約法の改正案は、上記有効期間を恒久化する内容であり、2024年2月9日に国会に提出され、衆参両院における審議を経て、同年3月28日の参議院本会議において多数をもって可決された。

³⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

³⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）三貝哲防衛省人事教育局長答弁。専門学校とは、専門課程を設置する専修学校のことをいう。また、高度専門士とは、一定の要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対して付与される称号であり、大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、大学院の入学資格が与えられる。なお、2024年5月17日に公布された改正自衛隊法施行令により、学資金貸与の要件として政令で定める学術に文学（語学その他防衛大臣の指定するもの）及び法学（法律学その他防衛大臣の指定するもの）が加えられるとともに、学資金を貸与される学生の略称が貸費学生から自衛隊奨学生に改められた。

⁴⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

⁴¹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号（2024.5.9）

⁴² 専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機（以下「装備品等」という。）並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が5箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう（長期契約法第1条）。

（１）長期契約法の有効期間を恒久化する意義についての議論

長期契約法の有効期間を恒久化する意義について、政府は、①現下の一層厳しさを増す財政状況の下、防衛力整備計画で定められた我が国の防衛力整備を確実に実施していくためには、自衛隊の装備品等や役務の調達コストを縮減するとともに、調達を安定的に実施していくことが不可欠であり、また、②長期契約法が時限法とされていたのは、そもそも2015年の制定当初や2019年の期限延長時においては長期契約による縮減効果、調達安定化効果を確定的に確認できていなかったためであるが、今般、2023年度までの長期契約を活用した調達においては、いずれもコスト縮減効果、調達安定化効果が確認されたとし、③装備品等の高度化、複雑化によるコストの上昇、装備品等の特殊性に起因する部品等の供給途絶等といった装備品等の調達に係る課題は将来にわたり続くと予想されるところ、今後も安定的に長期契約を活用し得るよう長期契約法を恒久化する法律案を提出した旨説明した⁴³。なお、政府は、長期契約の対象となる装備品等の選定プロセス、選定内容、選定基準については、(改正後も)これまでと変わらない旨説明している⁴⁴。

（２）長期契約法による特例措置に伴うコスト縮減効果及び調達安定化効果の議論

上記（１）における②のように、政府は、2023年度までの長期契約を活用した調達においては、いずれも「コスト縮減効果」、「調達安定化効果」が確認されたと説明している。

「コスト縮減効果」について、政府は、2015年の長期契約法制定から現在までの間に5件の長期契約を活用した事業が完了しており、縮減効果の合計が726億円となっている旨、これらのコスト縮減は、企業が部品や材料の調達に際し、一定数量をまとめて発注することが可能となり、スケールメリットを働かせることができたこと、あるいは、企業が人員や設備を計画的に活用することが可能となり、作業人員の専属要員化により習熟効果が発揮され、作業時間の更なる低減が可能になったこと等による旨説明している⁴⁵。また、「調達安定化効果」についても、上記の各契約において、契約相手方の企業への聞き取り等を行い、下請企業の撤退状況、調達実績等をそれぞれ整理した結果、いずれも安定化効果があったと評価した旨説明している⁴⁶。

（３）長期契約の対象選定及び防衛力整備計画との関係についての議論

長期契約の対象は、防衛力整備を確実に実施していくために必要となる装備品等及び役務であって、5か年を超える長期契約により調達することで経費の縮減と安定的な調達が見込まれるものであり、これは各年度の予算編成過程において検討される⁴⁷。長期契約の要件を満たす場合、FMS調達による装備品等の調達も、長期契約の対象である⁴⁸。なお、長

⁴³ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号18～19頁（2024.3.22）北尾昌也防衛省大臣官房審議官答弁

⁴⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号30頁（2024.3.22）北尾昌也防衛省大臣官房審議官答弁

⁴⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号29頁（2024.3.22）北尾昌也防衛省大臣官房審議官答弁

⁴⁶ 第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号8頁（2024.3.15）木原稔防衛大臣答弁

⁴⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号33頁（2024.3.22）青柳肇防衛省整備計画局長答弁

⁴⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号34頁（2024.3.22）北尾昌也防衛省大臣官房審議官答弁

期契約の対象から国際共同生産による装備品が排除されない旨も説明された⁴⁹。

また、政府によれば、実際の各装備品の取得に当たっては、防衛力整備計画が勘案されるが、現行の防衛力整備計画は、2023年度～2027年度の5か年度に係る計画であり、同計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約費は、43.5兆円程度と閣議決定されている。木原防衛大臣は、(2023年度～2027年度は、)長期契約の対象となる装備品等についても、この金額の範囲内において調達を行わなければならない旨見解を示した⁵⁰。

さらに、現行の防衛力整備計画(2023年度～2027年度)の末期に合わせ、長期契約法を2027年度末までの時限立法としても支障がないとの観点から、長期契約法の特例措置を恒久化する理由が問われた。木原防衛大臣は、昨今の国際情勢を鑑みると、現時点で必要な装備品の調達、それ以降の維持整備をすることを計画的に行うことを考えた場合、長期契約法の恒久化は非常に有効な手段である旨の説明に終始した⁵¹。

(4) 長期契約と後年度負担についての議論

長期契約による後年度負担の増加と国家財政との関係にも議論は及んだ。木原防衛大臣は、長期契約による装備品等の調達には、長期にわたる債務負担を負うという点で、将来の財政支出を確定させる側面がある旨の見解を示した⁵²。しかし、同大臣は、長期契約の対象となる装備品等は、中長期的な防衛所要を勘案した上で整備するものであり、長期契約か通常の契約かにかかわらず、調達の必要性は変わらないところ、大きな費用縮減効果が期待される長期契約は、現下の厳しい財政状況下では、むしろ積極的に活用していくものである旨説明した。加えて、長期契約が可能な調達を、防衛大臣と財務大臣とが協議した上で定めたものに限定する旨、長期契約により調達を行う場合には長期契約の内容、縮減額を公表する旨、予算については国会の議決を得ることにより、財政硬直化を招かないように慎重な検討を行っていく旨説明している⁵³。

(5) 2019年に付された附帯決議への対応状況についての議論

2019年当時の長期契約法の期限延長に関する国会審議において、参議院では附帯決議が付されている⁵⁴。同附帯決議において、長期契約により縮減される経費の推定額を含めた適正な調達価格算定能力の向上のため、信頼性及び客観性を持った金額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこととされており、木原防衛大臣は、防衛省は、縮減額の算定の方法、体制を省内規則で定め、着実に運用している旨説明をした。また、同附帯決議において、支払い終了時には、それまでの支払い実績の詳細を遅滞なく公表することについて検討を進めることとされたことを踏まえ、契約履行後の精算等の結

⁴⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号32頁(2024.3.22)北尾昌也防衛省大臣官房審議官答弁

⁵⁰ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第3号15頁(2024.3.15)

⁵¹ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第3号16頁(2024.3.15)

⁵² 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第3号8頁(2024.3.15)

⁵³ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号22頁(2024.3.22)

⁵⁴ 内容の詳細は、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f066_032701.pdf>(本稿におけるウェブサイトの最終アクセス日は2024.7.10である。)を参照されたい。

果、実際の縮減額が契約締結時点における縮減見込額と大幅に異なることが判明した場合には、必要に応じ公表することを省内規則で定め運用している旨説明している⁵⁵。なお、政府によれば、これまで長期契約が完了した案件5件について、実際の縮減額が、契約締結時点における縮減見込み額と大幅に異なった事例はなく、よって公表に至った案件もないとしている⁵⁶。

(6) その他の議論

長期契約締結後の装備品について、技術革新により、はるかに高性能な改良型が出現し、既存の型が陳腐化した、あるいは取得コストが上昇したにもかかわらず当該装備品を取得し続けるという事態が生ずる可能性が問われたが、木原防衛大臣は、対象となる装備品等の範囲は、大臣通達において、製造期間を通じて装備品等の仕様が安定していることを見込まれることを要件としており、また、実際の各装備品の取得に当たっては、防衛力整備計画等の計画に照らして、中長期的な防衛所要を勘案の上で当該装備品を取得すべきか否かを決定している旨説明し、その可能性を否定した⁵⁷。なお、仕様の安定の判断は、国際情勢や最新の技術動向に照らして、防衛省として対象となる装備品に求める要求性能を踏まえ、製造企業等への確認も含め、研究開発の状況や仕様変更の可能性について情報収集を行った上で、総合的に判断している旨説明されている⁵⁸。さらに、政府からは、長期契約の適用は企業の予見可能性を向上させる効果があり、効率的な生産につながるとともに、結果として防衛事業の魅力を高める効果もある旨の見解も示されている⁵⁹。

なお、長期契約法のように、10か年度以内の国庫債務負担行為を認める特例措置について、防衛以外の分野に波及させる提案がなされたが、瀬戸隆一財務大臣政務官は、後年度の財政の硬直化を招くこともあり、慎重に検討していく必要がある旨述べた⁶⁰。

5. 安全保障と風力発電をめぐる議論

政府は、2050年に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを掲げ、クリーン・エネルギーの一つである風力発電の導入拡大を図っている。他方、こうした風力発電設備の風車は、自衛隊や在日米軍（以下「自衛隊等」という。）が用いる警戒管制レーダー、気象レーダー、航空管制レーダーといった各種レーダーの電波に伝搬障害をもたらすといった懸念がある。こうした事態を回避するため、第213回国会においては、防衛・風力発電調整法案⁶¹が、衆参両院の審議を経て、2024年5月17日の参議院本会議において多数をもって可決された。

⁵⁵ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第3号8頁（2024.3.15）

⁵⁶ 防衛省報道官記者会見（2024.3.19）

⁵⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号21頁（2024.3.22）

⁵⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号30頁（2024.3.22）北尾昌也防衛省大臣官房審議官答弁

⁵⁹ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号32頁（2024.3.22）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

⁶⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号21頁（2024.3.22）

⁶¹ その内容等については、奥利匡史「安全保障と風力発電の両立に向けた取組—防衛・風力発電調整法案の概要—」『立法と調査』No. 465（2024.4.12）43～52頁を参照されたい。

(1) 本法律によって創設される新たな制度

本法律においては、陸上の風力発電設備⁶²を対象に、「電波障害防止区域」が指定される。この区域は、風力発電設備の設置等が行われた場合に、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動に著しい障害が生ずるおそれがある区域であり、風力発電設備の設置に際して、その設置者は、工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させる前に、当該風力発電設備に係る位置、風車高、形状といった必要事項を防衛大臣に届け出なければならない。このように、本法律において風力発電設備の設置は届出制となっているところ、国会では許可制とならなかった背景が問われた。木原防衛大臣は、政府全体で取り組んでいる風力発電の導入を促進しつつ、風力発電設備が自衛隊等の活動に及ぼす障害を回避するため、風力発電設備の設置者と防衛大臣が調整して解決していくための仕組みを制度化するという本法律の趣旨を踏まえ、許可制としていない旨説明した⁶³。また、許可制となっていないことで、自衛隊等の活動を妨害する目的で風力発電設備の設置を行おうとする悪意のある設置者に対応できないのではないかとの指摘に対し、「これまでは、明らかに悪意を持っている設置者は確認されていない」としつつ、「そうした懸念については、今後防衛省として必要な情報収集に努めるとともに、関係法令等を踏まえながら適切に対応していく」との考えを述べた⁶⁴。

このように、本法律は届出制となっている一方、電波障害防止区域における風力発電設備の設置によってレーダー等に著しい障害が生ずると認められる場合、設置者は防衛省との協議を義務付けられ、最大で2年間は障害原因部分に係る工事に着手できない。この工事制限期間について、木原防衛大臣は「最大で2年間工事に着手できないことになるが、協議に当たっては、自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保する観点だけでなく、事業者による財産権の行使の観点も踏まえた上で調整を図る」との方針を述べた⁶⁵。また、この財産権の行使との調整を図るために必要な措置について、政府は、「例えば、設置者による工事計画の変更のほか、防衛省の側においてもレーダーの機能を補完するための措置が取り得るかなど、必要な検討を行うという方針であり、双方が取り得る措置が該当する」と説明した⁶⁶。なお、本法律は許可制ではないため、最大で2年間の工事制限期間の経過後には、協議が調っていない場合であっても設置者は工事に着手することが可能であるが、木原防衛大臣は「その場合においても、防衛省としては、自衛隊等の活動に著しい障害が生じることがないように適切に対応をしなければならない」との認識を示した⁶⁷。

以上のように、電波障害防止区域に風力発電設備を設置しようとする事業者に届出や防衛省との協議といった新たな義務が課されるところ、こうした影響を受ける関係者への周知徹底の在り方についても問われた。この点について、政府は「この法案の成立から施行

⁶² 本法律の対象となる風力発電設備は、陸上において羽根の回転により風力を電気に変換する発電設備であって、羽根の長さが5メートル以上のもの又は風車高（羽根の先端が最も高い位置にあるときの羽根の先端と地表との垂直距離）が20メートル以上のものである。

⁶³ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第9号（2024.4.18）

⁶⁴ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第13号（2024.5.16）

⁶⁵ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第9号（2024.4.18）

⁶⁶ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第9号（2024.4.18）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

⁶⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第13号（2024.5.16）

までの間に、届出事項等を定める省令案についてパブリックコメントを行うとともに、告示で示すことになる電波障害防止区域や、本法律案に基づく具体的な手続の内容について、説明会やインターネットによる情報発信を通じて、風力発電設備の設置者に一定の期間を設けて周知する」としつつ、こうした周知に際して「風力発電事業者と接する機会が多い経済産業省とも緊密に連携して対応していきたい」と述べた⁶⁸。

（２）風力発電設備以外の構造物や既存の風力発電設備に係る議論

本法律に関する議論は、規定される制度以外の点に及んだ。例えば、発電機能のない風車など、風力発電設備以外の構造物が自衛隊等の活動に支障を来すのではないかとの指摘に対し、政府は、本法律が対象としているのは、飽くまでも風力発電設備であるとした上で、本法律やその他の法制度も含め、風力発電設備やそれ以外の構造物について、レーダーに障害をもたらすことを理由として撤去を命ずることはできないと承知している旨述べるにとどめた⁶⁹。また、本法律は風力発電設備の設置に当たっての届出や協議に係る制度を創設するものであり、既存の風力発電設備は対象外となっている。この点、電波障害防止区域が設定された場合であっても、既存の設備によってレーダーの機能や新たなレーダーの設置が制限されるのではないかとの懸念に対し、政府は、警戒管制レーダー等について、既に相当のエリアがおおむねカバーされているとした上で、状況に応じて新たなレーダーの設置場所を選定しなければならない場合には、「既存の風力発電設備の存在を念頭に置きつつ、いかにして電波の見通しを確保していくのかといったことを考えながら、支障のないような対応ができると考えている」と説明した⁷⁰。

なお、本法律の附則には、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

6. 諸外国との安全保障協力をめぐる議論

国家安全保障戦略では、「同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく」こととされ、そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、豪州、インド、韓国、欧州諸国、ASEAN諸国、カナダ、NATO、EU等との安全保障上の協力を強化することとされている⁷¹。第213回国会では、G I G O 設立条約⁷²及び日独 A C S A が審議されるなど、安全保障協力の在り方が議論となった。

⁶⁸ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第9号（2024.4.18）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁。なお、本法律第11条においては、防衛大臣及び経済産業大臣が相互に協力することが規定されている。

⁶⁹ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第9号（2024.4.18）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

⁷⁰ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第9号（2024.4.18）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

⁷¹ 具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（A C S A）・円滑化協定（R A A）の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（F D O）等の取組を進めることとされている。

⁷² 同条約に係る国会の議論については、本号掲載の藤川論文を参照されたい。

(1) ACSA

ア 日独ACSA

日独ACSAは、我が国の自衛隊とドイツ軍隊との間で物品又は役務を相互に提供するための枠組み（決済手続等）を定めるもの⁷³で、衆参両院の審議を経て、2024年6月12日の参議院本会議において多数をもって承認された。

本協定の審議においては、まず、ドイツとの間で安全保障協力を推進する意義が問われた。政府は、ドイツが、2020年にインド太平洋ガイドラインを策定して以降、毎年、ドイツ軍のアセット・部隊をインド太平洋地域に派遣し、目に見える形で同地域へのコミットメントを示しており、我が国にとって、自由、民主主義、人権、法の支配という基本的な価値を共有する重要なパートナーであるとの認識を示した上で、このような観点から、ドイツによる同地域への関与の拡大を歓迎し、安全保障分野における日独協力を強化してきているとし、日独ACSAの締結を含め、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、ドイツとの協力を一層強化していきたいとの考えを示した⁷⁴。

これまで我が国が締結してきたACSAの実績について、政府は、主として、親善訪問などを含め、連絡調整その他日常的な活動のため、互いの施設に一時的に立ち寄った場合、あるいは共同訓練を行う場合において行われてきており、提供内容については、食料や燃料が多くを占めていると説明した⁷⁵。協力の内容に関連して、存立危機事態を含めた各種事態における、本協定に基づく両国間の協力の可能性についても問われた。この点、上川外務大臣は、本協定の適用対象には、法理上、存立危機事態を始めとする平和安全法制に定める各種事態の下での提供も含まれ得るとした。その上で、これまでの自衛隊とドイツ軍との協力の典型例が、艦船及び航空機の寄港や両国の戦術技量の向上及び相互理解の促進等を目的とした共同訓練等であることを踏まえると、日独ACSAが適用される活動は、船舶、航空機の寄港、共同訓練、そして大規模災害への対処等となることが想定をされると答弁した⁷⁶。また、ACSAの締結により、武力の行使の新三要件等にいう「我が国と密接な関係にある他国」⁷⁷にドイツが含まれるようになるか質された木原防衛大臣は、ACSAの締結と存立危機事態の認定は法的に何ら関係ないと説明している⁷⁸。

イ ACSAの今後の在り方

会計検査院は2023年10月、我が国がそれまで締結してきたACSAに基づく相手国と

⁷³ 日独ACSAの締結経緯及び内容等については、天池恭子「日独間の安全保障協力の円滑化－日独ACSAの概要－」『立法と調査』No. 465（2024. 4. 12）128～134頁を参照されたい。

⁷⁴ 第213回国会衆議院外務委員会会議録第12号（2024. 5. 17）中込正志外務省欧州局長答弁

⁷⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号（2024. 6. 11）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

⁷⁶ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号（2024. 6. 11）

⁷⁷ 政府は従来、「我が国と密接な関係にある他国」について、「一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指す」「具体的にどのような国が我が国と密接な関係にある他国に当たるかについては、あらかじめ特定されているものではなく、武力攻撃が発生した段階において、個別具体的な状況に即して判断される」などと説明している（第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第6号30頁（2015. 6. 1）安倍晋三内閣総理大臣答弁等）。

⁷⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号（2024. 6. 11）

の取引に関して、我が国が物品・役務を提供した事例において、取り決めた決済期限を超過しているもの（すなわち、相手国側から期限内に償還されていない事例）があるなどとして、会計検査院法第34条に基づく是正処置要求及び是正改善措置の求めを行った。このため、この会計検査院の指摘を踏まえた取組が問われた。これに対し政府は、決済が完了しなかった主な原因について、日本側からの請求があるにもかかわらず、相手国側で決済の手続が円滑に行われず遅れており、日本側からの催促、督促も必ずしも十分行われていなかったという認識を示し、今後、これらの事象が少なくなるよう相手国側との調整をより密にしていきたい⁷⁹、様々なレベルで相手国軍隊に対して働きかけを行うなど、引き続き決済が早期に完了できるよう取り組む⁸⁰との考えを示した。

なお、会計検査院の指摘事項とは逆に、我が国が相手国に対し、償還を期限内に行っていない事例の有無も確認されたが、政府は、そのような事例も存在するとした上で、相手国側から請求書が届いていないことが要因であると説明した⁸¹。

また、イタリア、韓国、フィリピンといった国々とのACSAの交渉状況について、自衛隊が諸外国の軍隊と協力して活動する際に、物品、役務を相互に円滑に提供できるということは部隊間の協力を進める上で非常に重要であり、防衛省としても、一般論として、これらの国を含む各国と安全保障・防衛協力を進めていく中で、相手国との二国間関係、自衛隊と相手国軍隊との協力の実績、具体的なニーズを踏まえながら、ACSAの必要性等について適切に議論をしてきていると答弁した⁸²。なお、2024年6月14日、G7プーリア・サミット出席のためイタリアを訪問した岸田総理とイタリアのメローニ首相は懇談に臨み、両国間でのACSA交渉開始で一致した⁸³。

（2）日韓防衛協力

政府は、北朝鮮への対応等を念頭に、日韓の連携の重要性を強調してきたが、日韓防衛当局間には、2018年に発生した火器管制レーダー照射事案⁸⁴をはじめとした課題もあり、大きな懸案事項となっていた。そのような中、2024年5月から6月にかけて開催された第21回IISSアジア安全保障会議（いわゆるシャングリラ会合）に際し、木原防衛大臣は申源湜韓国国防部長官と会談を行い、日韓防衛相共同プレスステートメント⁸⁵が発表された。その中では、防衛当局間の対話の活性化と併せて、双方の艦艇・航空機間の通信手続きや中央レベルの意思疎通の要領を含む文書⁸⁶の策定などを盛り込んだ、同事案を踏まえ

⁷⁹ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第7号（2024.4.11）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

⁸⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第19号（2024.6.11）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

⁸¹ 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第19号（2024.6.11）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

⁸² 第213回国会参議院外交防衛委員会議録第19号（2024.6.11）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

⁸³ 外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/it/pageit_000001_00742.html〉

⁸⁴ 2018年12月、我が国の排他的経済水域内にて警戒監視活動中の海上自衛隊の哨戒機に対し、韓国海軍駆逐艦が火器管制レーダーを照射したとされる事案（詳細は『令和5年版防衛白書』375頁及び防衛省ウェブサイト〈<https://www.mod.go.jp/j/surround/radar/index.html>〉参照。）。

⁸⁵ 「日韓防衛相共同プレスステートメント」〈https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2024/20240601_kor-j_a.html〉

⁸⁶ 「海上自衛隊と韓国海軍の艦艇及び航空機の円滑かつ安全な運用のための意図表明文書の概要」〈https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2024/20240601_kor-j_b.html〉

た両国間の対応方針が示された。

この点、国会では、今回の日韓間の合意において、レーダー照射事案について事実上棚上げされたことへの見解が質された。これに対し、木原防衛大臣は、まず、事案に係る事実関係の認識は変化していないとした。そして、大臣自身、火器管制レーダーの照射は、極めて危険なものであり、現場で任務に当たる海上自衛官の安全に関わる再発防止策が取られていない状況が過去5年以上にわたって継続してきたことを深刻に捉えてきたことや、日韓の防衛協力・交流も大きな停滞を余儀なくされる一方、北朝鮮が極めて早いスピードで弾道ミサイル等の開発を推進してきており、こうした北朝鮮の脅威と厳しい安全保障環境に対応する上で、日韓、日米韓連携の重要性は、5年半前に比べますます高まっているとの認識を示した。そして、防衛大臣にとって、自衛官の安全を確保することは、我が国の平和と安全を守ることと同様に重大な責務であり、日本海及びその上空では日韓両国の海空アセットが恒常的に活動しており、日韓の懸案をこのまま放置すれば、類似の事案が再発する可能性というのは残り続けることになるとし、事実関係をめぐる日韓双方の立場は依然として違いはあるが、このことを理由に自衛官を危険にさらし続け、日韓の防衛協力を停滞させ続けることはできず、今回の決断が我が国の国益にかなうものと確信をしていると述べた⁸⁷。

なお、日韓間における外務・防衛閣僚会合（日韓2+2）の開催の可能性について問われた木原防衛大臣は、まずは、今般の防衛相会談で一致した日韓防衛次官級協議の年次開催や日韓防衛実務者対話の再開により、日韓防衛当局間の対話を活性化させて、今後の日韓防衛、日韓安全保障協力の具体的内容について協議を行っていきつつ、日韓2+2については外務省と連携しながら検討していくと述べた⁸⁸。

（あまいけ きょうこ、ふじかわ たかあき、おくり まさふみ、
さくま あつし）

⁸⁷ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号（2024.6.6）及び第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第11号（2024.6.13）

⁸⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号（2024.6.11）及び第213回国会衆議院安全保障委員会会議録第11号（2024.6.13）